

議会改革検討会議報告書

令和 6 年 2 月 26 日

神奈川県議会 議会改革検討会議

当会議において次の事項について検討した結果を、次のとおり報告する。

【検討事項】

議会のデジタル化について

1 趣旨

令和5年2月7日に、総務省から条例や会議規則等の整備といった、所要の手続を講じた上で、オンラインによる常任委員会などへの出席を可能とする通知が発出された。また、令和5年4月26日に、地方自治法が改正され、議会に係る手続のオンライン化が可能となった。

こうしたことを踏まえ、本県議会における議会のデジタル化に係る検討について、令和5年6月27日の団長会において、議長から当会議に依頼があり、検討を行うこととなった。

その際、効率的に検討できるよう、検討項目ごとに関わりの深い会議体で検討を進めることとし、議会改革検討会議では、次の3項目について、検討を行った。

【検討課題1】円滑なオンライン会議の実施に向けた情報機器や通信環境等の整備に向けた検討

【検討課題2】オンライン化が可能となった手続に係る検討（請願書、陳情書及び政務活動費に係る手続を除く。）

【検討課題3】誰一人取り残されない、やさしいデジタル化の実現に向けた方策の検討

2 検討経過

- | | |
|-----------|--|
| 令和5年7月10日 | 議会のデジタル化に係る検討課題等について整理 |
| 8月31日 | 検討を効率的に進めるため、検討項目ごとに関わりの深い会議体で検討を進めていくことについて協議、決定 |
| 10月12日 | 【検討課題2】について、検討する必要がある手続の提示 |
| 11月17日 | 【検討課題2】に係る検討課題の対応案の提示、各会派への検討依頼 【検討課題3】に係る対応方針の協議、決定 |
| 12月1日 | 【検討課題2】に係る検討課題の対応案の協議、決定 【検討課題3】に係る対応方針（より適切な音声文字化システムの導入）の協議、決定 |
| 12月6日 | 議会改革検討会議中間報告書案の提示、各会派への検討依頼 |
| 12月15日 | 議会改革検討会議中間報告書案の協議、決定 |
| 令和6年2月14日 | 【検討課題1】に係る対応案の提示、各会派への検討依頼 【検討課題2】に係る対応案（オンライン化環境の整備）の提示、各会派への検討依頼 【検討課題3】に係る対応案（より適切な音声文字化システムの導入）の提示、各会派への検討依頼 |

- 2月19日 【検討課題1】に係る対応案の協議、決定
【検討課題2】に係る対応案（オンライン化環境の整備）
の協議、決定
【検討課題3】に係る対応案（より適切な音声文字化シス
テムの導入）の協議、決定
議会改革検討会議報告書案の提示、各会派への検討依頼
- 2月26日 議会改革検討会議報告書案の協議、決定

3 検討結果

当会議において、検討を進めることとされた項目について、次の結論に至った。

【検討課題1】 円滑なオンライン会議の実施に向けた情報機器や通信環境等の整備に向けた検討について

議会運営委員会からの提案を踏まえ、次のとおり対応することとした。

(1) 整備する機器等

常任委員会をはじめとした委員会のほか、議会中会議室において開催される会議（会議規則に基づく協議又は調整の場）をオンラインによる方法により開催するに当たっては、次の機器等を整備することとする。

ア オンラインによる方法によって発言その他の行為を行う委員（以下「オンライン出席委員」という。）の映像及び音声を他の出席委員及び傍聴者等が確認できるよう、大型液晶ディスプレイ（50インチ以上）及び可動式ディスプレイスタンド（中心高170cm程度）をそれぞれ4台、整備する。

イ オンライン出席委員に委員会室の映像及び音声を送信するに当たっては、既存の議会インターネット中継機器を活用することができるよう整備する。

ウ インターネット中継機器とホスト用コンピュータを接続するための機器等は、各委員会室（第1～第8会議室）に整備する。

(2) 整備実施時期

オンラインによる委員会出席に係る規定の整備（委員会条例の改正）が行われ次第、速やかに整備することとする。

【検討課題2】 オンライン化が可能となった手続に係る検討について

(1) オンライン化の方針

議会に係る手続については、従前の書面による手続の併存も考慮した上で、オンライン化する方向で検討を行い、オンライン化の方針をまとめた。（中間報告書のとおり）

(2) 例規の整備

ア 整備の方針

本県には、書面等で行う手続のオンライン化を図るため、神奈川県行政手

続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「県オンライン化条例」という。）が既に整備されていることから、全国都道府県議会議長会から示された議会デジタル条例は、新たに制定しないが、議長と議員の間の手続に係る適用の可否など、適用対象の不明確な部分については、その対応にあたり支障が生じないように条例所管課と引き続き調整を行う。

また、県オンライン化条例では、議会に係る手続のうち、手続のオンライン化を可能とすることについて、議会の自立性に委ねられるべきものは対象外となっていることから、議会の内部手続について定めている会議規則、委員会条例及び傍聴規則については、これらの手続を個別に改正することで対応する。

イ 例規改正

アの方針を踏まえ、次のとおり例規改正を行う。

- ・ 神奈川県議会会議規則については、一括オンライン規定の新設など個別に改正を行う。
- ・ 地方自治法第99条に基づく意見書の国会等への提出について、議長名義の職責証明書による電子署名を付したうえで電子メールにより送信することとなるため、議長名義の電子証明書を取り扱えるよう、神奈川県議会電子署名規程を改正する。

(3) オンライン化環境の整備

議案の提出等、議会の運営に関する事項については、手続に係る実務面と先例の確認など慎重に整理する必要がある。また、議会運営委員会では、「請願・陳情」に係る手続のオンライン化について検討中であることも踏まえ、実務面の整理は、「請願・陳情」に係る手続と並行して、令和6年度に手続ごとに関係する会議体で検討することとした。

また、利用する電子情報処理組織の整理についても、同様に令和6年度に検討することとした。

【検討課題3】 誰一人取り残されない、やさしいデジタル化の実現に向けた方策の検討について

(1) 現状

聴覚障害などにより音声聞き取りにくい傍聴者の利便性向上のため、令和2年度から音声文字化システムを導入し、議場内のマイクを通して収録した音声を文字データに変換したうえで、傍聴席に設置する大型ディスプレイに表示している。また、聴覚障害のある議員に対しては、本会議及び委員会においてタブレット端末を貸与し、音声を文字データに変換する対応を行っている。

(2) 課題

現在利用している音声文字化システムについては、傍聴者アンケートや、利用している議員からの意見として「誤変換が多い」という課題が挙げられている。

(3) 対応方針

誤変換の多さの一因として、マイクの收音性能の低さがあることから、令和5年12月末の中継機器の更新に併せて、委員会会議室のマイクを收音性能の高いマイクに更新した。

また、ソフトウェアとしての音声文字化システムについて、当事者団体及び他都道府県議会への利用状況等の調査結果を踏まえ、2月14日の議会改革検討会議において、音声文字化ソフトウェアの試行を行った。

試行結果を踏まえ、文字変換の精度、速度及びアプリケーションの安定性を考慮した上で、適切なソフトウェアを導入する方針とした。

なお、今後も適切なソフトウェアの導入に向けて、毎年度検討することとする。